

めに、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口（外国人在留総合インフォメーションセンター等）を設置し、多言語で対応しています（外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。）。

※人身取引について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html



（電話でのお問合せ）

0570-013904（IP、海外：03-5796-7112）

受付時間／平日 8：30～17：15

対応言語／日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語

（窓口でのお問合せ）

札幌出入国在留管理局

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎

受付時間／平日 9：00～16：00（12：00～13：00を除く。）

対応言語／日本語、英語

相談窓口の最新の情報については、以下を参照ください。

・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



（21）精神保健福祉センター

（組織の紹介）

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための北海道及び札幌市が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

（支援概要）

心の健康相談、精神医療に係る相談をはじめ、アルコール、ギャンブル、薬物、自殺関連、社会的ひきこもり、思春期・青年期等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

相談援助グループの運営

(支援概要)

相談援助の一環として、ギャンブル等依存症・薬物依存症の当事者、自死遺族、ひきこもり・摂食障害者の家族など、同じような悩みを抱える方同士が話し合い、相互に交流できる場として各種グループの運営を行っています。

(窓口)

○北海道立精神保健福祉センター

(札幌市にお住まいの方は、札幌こころのセンター(下記記載)をご利用ください。)

〒003-0027 札幌市白石区本通16丁目北6番34号

・電話相談 0570-064556

(受付時間 9:00～21:00(年末年始を除く月曜日～金曜日))

10:00～16:00(年末年始を除く土・日・祝日))

・来所相談及びグループの紹介 011-864-7000(地域支援相談課)

(受付時間 9:00～17:00(祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日))

来所相談は事前にご予約ください)

・メール相談 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc>



(緊急を要する相談には対応できません)

○札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4階

・電話相談・自助グループの紹介 011-622-0556

(受付時間 9:00～17:00(祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日))

※特定相談(思春期におけるこころの相談、社会的ひきこもり、依存症、犯罪被害者・家族支援)は、予約制(原則来所相談)となっております。

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/index.html>



(22) 障害者更生相談所(知的・身体)

(組織の紹介)

障害者更生相談所は、知的及び身体に障がいのある方の社会参加と自立を図るために専門的な援助を行うとともに、身体障害者手帳、療育手帳の交付及び補装具の支給等に伴う医学的・心理学的・職能的判定を行っています。また、道内の市町村の知的及び身体障がい者福祉行政推進のための専門的技術的側面を支える中枢的機関としての役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

心身に障がいのある方やその家族の方々からの様々な相談に応じます。

(判定や検査は、お住まいの市町村の福祉担当窓口などを通してご予約ください。)

(札幌市にお住まいの方の身体障がいに関する補装具支給や更生医療給付の相談・申請窓口は各区役所となっております。)

(窓口)

- ・北海道心身障害者総合相談所

〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

TEL : 011-613-5401 FAX : 011-613-4892

メール : douritu.sougousou@pref.hokkaido.lg.jp

相談受付 : 8:45~17:30 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

(来所相談は祝日及び年末年始を除く月曜日~木曜日)

ホームページ : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sss/>



(札幌市にお住まいの方)

- ・札幌市身体障害者更生相談所

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1

(身体障害者福祉センター内)

TEL : 011-641-8852 FAX : 011-641-8686

メール : shinkoso@city.sapporo.jp

相談受付 : 8:45~17:15 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

- ・札幌市知的障害者更生相談所 (手をつなぐ相談センターまあち)

〒062-0934 札幌市豊平区平岸4条18丁目

TEL : 011-824-1901 FAX : 011-824-1902

相談受付 : 8:45~17:15 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

(面接相談は事前にご予約ください)

(23) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。)

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要) (対象要件等)

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

(窓口) 各福祉事務所 (P. 148参照)

(24) 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体(都道府県や政令市や中核市)が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、薬剤師等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援を行う場合もあり、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

(窓口) 各保健所 (P. 151参照)

(25) 市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(窓口) 各市町村にお問い合わせください。

(26) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

北海道社会福祉協議会と市町村ごとに設置される市町村社会福祉協議会とがあり、それぞれ別団体となっています。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(窓口) 市町村社会福祉協議会 (各市町村にお問い合わせください。)

福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(窓口) 北海道社会福祉協議会 (北海道福祉サービス運営適正化委員会)

TEL : 011-204-6310 FAX : 011-204-6311

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

- ・ 加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方 (成年後見制度対象者は除く。)

(窓口)

窓 口 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間
北海道地域福祉生活支援センター（本部） （実施主体：北海道社会福祉協議会）	011-290-2941	9:00～12:00 13:00～17:00 （祝日、年末年始を除く 月曜日～金曜日）
市町村社会福祉協議会	各市町村にお問い合わせください。 ※市町村によっては窓口が本部となる場合があります。	
札幌市中央区社会福祉協議会（中央区）	011-281-6113	
札幌市北区社会福祉協議会（北区）	011-757-2482	
札幌市東区社会福祉協議会（東区）	011-741-6440	
札幌市白石区社会福祉協議会（白石区）	011-861-3700	
札幌市厚別区社会福祉協議会（厚別区）	011-895-2483	
札幌市豊平区社会福祉協議会（豊平区）	011-815-2940	
札幌市清田区社会福祉協議会（清田区）	011-889-2491	
札幌市南区社会福祉協議会（南区）	011-582-2415	
札幌市西区社会福祉協議会（西区）	011-641-6996	
札幌市手稲区社会福祉協議会（手稲区）	011-681-2644	

生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(窓口) 市町村社会福祉協議会（各市町村にお問い合わせください。）

(窓口) 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道社会福祉総合センター（かでの2・7）3階

TEL（代表）：011-241-3976 FAX：011-251-3971

受付時間：8:45～17:30（祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日）

ホームページ：http://www.dosyakyo.or.jp/



※市町村社会福祉協議会については各市町村にお問い合わせください。

(27) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(連絡先)

下記ウェブサイトから、最寄りの地域包括支援センターにご相談下さい。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/houkatuC/tiikihoukatuitiran.html>



(28) 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

(組織の紹介)

高齢者及びその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、市町村及び介護保険施設等が実施する高齢者虐待防止法（身体拘束廃止を含む。）への取組を総合的に支援することにより、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ることを目的として、北海道が設置したものです。

相談業務

(支援概要)

高齢者及びその家族等からの電話、来所、文書等による相談に対応しています。

・受付時間 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

(窓口) 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道立道民活動センター（かでの2・7）2階

TEL：011-281-0928 FAX：011-251-6156

ホームページ：<https://gyakutai-soudan.net/>



(29) 医療機関（病院・診療所等）

医療の提供等

（支援概要）

医療を受ける者の心身の状況に応じて、警察と連携しながら良質かつ適切な医療を提供します。

（参考）

北海道内には、医療機関が約7千施設あり、これらの医療機関における医療機能情報については、インターネット等で住民が利用しやすい形で公表する仕組み（医療機能情報提供制度）が設けられています。

（北海道医療機能情報システム

<https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>



性犯罪被害者への対応

（支援概要）（対象要件等）

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

(30) 一般社団法人北海道臨床心理士会

（組織の紹介）

一般社団法人北海道臨床心理士会は、主に北海道内に居住または勤務する臨床心理士と公認心理師によって構成された職能団体です。

臨床心理士とは、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、および4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する人びとのことをいいます。公認心理師も同様の役割が求められています。

本会は会員の資質向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

参考文献：「臨床心理士に会おうには」【第3版】編者 日本臨床心理士会

臨床心理士・公認心理師の活動内容の詳細については下記のサイトをご参照ください。

一般社団法人日本臨床心理士会 HP 「臨床心理士とは」

<http://www.jsccp.jp/person/>



一般社団法人日本公認心理師協会 HP 「公認心理師とは」

<https://www.jacpp.or.jp/about.html>



カウンセリング

(支援概要)

道や市町村の教育委員会、あるいは学校からの要請に応じ、スクールカウンセラーとして児童・生徒、保護者や教員のカウンセリングに当たっています。

また、地域で発生した事件・事故、災害等に対する緊急支援について、道・市町村からの要請あるいは連携協働により臨床心理士・公認心理師を派遣し被害者・被災者支援を行っています。

臨床心理士や公認心理師が関わる領域は多岐にわたります。本会会員は、児童相談所や高齢者施設、配偶者暴力相談、性被害者相談の各部署にもおり、様々な被害に関する相談・支援を行っています。

一般社団法人 北海道臨床心理士会

〒060-0042

札幌市中央区大通西 18 丁目 1 番地 40 プログレッシブ・オフィス 401 号

FAX 011-615-4842

<https://www.hokkaido-cp.net/>



(3 1) 北海道社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場面で福祉の相談や支援の仕事をしています。

- ・福祉施設での様々な支援や、地域生活への移行に係る相談
- ・介護保険を利用する際の、地域包括支援センターや居宅介護支援事務所における総合相談やケアマネジメント業務
- ・市町村や社会福祉協議会の福祉相談窓口における、相談や福祉サービスの紹介
- ・医療機関における医療保険や医療費、生活上の不安に関する相談
- ・高齢の方や障がいのある方の成年後見人としての財産管理や福祉サービスの利用援助
- ・独立型社会福祉事務所における相談

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

成年後見人等の紹介・受任

(支援概要)

判断能力が充分でない高齢者や障がい者に対する、成年後見制度に関する相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、受任要請に対する候補者の推薦と受任者へのサポートを実施しています。

※成年後見人の報酬は、本人の財産や支援の内容に応じて家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。

(窓口) 公益社団法人 北海道社会福祉士会

権利擁護センター「ばあとなあ北海道」

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階

TEL : 011-213-1313 FAX : 011-213-1314

受付時間 9:30~12:00、13:00~16:30

(祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日)

ホームページ : <https://www.hokkaido-csw.or.jp/>



(32) 北海道精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士 (P S W)」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持 (メンタルヘルスケア) に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関 (精神科病院、精神科クリニック、等)
- ・生活支援施設 (介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設)
- ・福祉行政の関連機関 (地域保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など)
- ・その他 (社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など)

北海道精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

(支援概要)

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

(事務局) 一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階

TEL : 011-215-0815

FAX : 011-215-0816

E-mail : psw-hokkaido@fuga.ocn.ne.jp

ホームページ : <http://www.psw-hokkaido.sakura.ne.jp/>



(33) 労働基準監督署

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(窓口) 各労働基準監督署 (P.153参照)

北海道労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html>



(34) ハローワーク (公共職業安定所)

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の希望、経験・能力等に応じたき